

# 令和7年度 決済金明細書

(土地改良法第42条第2項に基づく)

## 神 安 土 地 改 良 区 区 域

### ◎ 用 排 水 地 区

#### ・ 高 槻 市

三箇牧地区 {旧 (唐崎、西面、三島江、柱本) }

#### ・ 茨 木 市

三島地区 {鮎川1～5丁目、白川1丁目、橋の内1・3丁目、学園町}

玉島地区 {五十鈴町(一部)、桑田町、大同町、星見町、学園南町(一部)、新堂1～3丁目(一部)、目垣1～3丁目、南目垣1～3丁目、平田1・2丁目、玉島1・2丁目、野々宮1・2丁目、島1～4丁目、東野々宮町}

玉櫛地区 {沢良宜東町、横江1・2丁目、沢良宜浜1～3丁目、高浜町、玉瀬町、若園町(一部)、小柳町(一部)、新和町(一部)、真砂1～3丁目、真砂玉島台}

#### ・ 摂 津 市

鳥飼地区 {鳥飼銘木町、鳥飼上1～5丁目、鳥飼八町1・2丁目、鳥飼新町1・2丁目}

味生地区 {別府1～3丁目、東別府1～5丁目、南別府町}

味舌地区 {三島2・3丁目、南千里丘(一部)}

三宅地区 {鶴野1～4丁目、学園町1・2丁目、正雀2・4丁目、正雀本町1(一部)・2丁目}

### ◎ 用 水 地 区

#### ・ 吹 田 市

吹田土地改良区区域

岸部地区 {南正雀1 (一部)・4丁目}

### ◎ 排 水 地 区

上記用・用排水地区を除く本土地改良区区域

### ◎ 決 済 金 額 表

(円/㎡)

| 決 済 金 の 名 称  | 用 水 地 区 | 排 水 地 区 | 用 排 水 地 区 |
|--------------|---------|---------|-----------|
| 維持管理費決済金     | 393.8   | 30.6    | 424.4     |
| 土地改良施設更新費決済金 | 79.7    | 79.7    | 79.7      |
| 未償還金決済金      | 1.5     | 1.5     | 1.5       |
| 合 計          | 475.0   | 111.8   | 505.6     |

※ 上記単価に転用面積を乗じた額が今回の決済金になります。(端数切捨てにより、若干変わる場合があります。)

また、このほか、別途次の費用がかかる場合があります。

1. 調整区域については、意見書発行手数料として一筆につき1, 210円(税込)がかかります。
2. 雑排水を公共下水に接続しない場合は、施設(水路)使用料1㎡あたり一時金247.5円(税込)
3. 施設(水路)使用料については、4条申請に限り500㎡まで減免することができます。